

令和5年第1回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和5年2月27日（月）
2. 場 所 白井市役所東庁舎4階 議場
3. 議 題
- （1）議案第7号 白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
 - （2）議案第8号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
 - （3）議案第9号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - （4）議案第15号 令和4年度白井市一般会計補正予算（第12号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
 - （5）閉会中の継続調査について
4. 出席委員
- | | |
|-------------|-------------------|
| 伊 藤 仁 委 員 長 | ・ 影 山 廣 輔 副 委 員 長 |
| 岩 田 典 之 委 員 | ・ 石 井 恵 子 委 員 |
| 田 中 和 八 委 員 | ・ 平 田 新 子 委 員 |
| 広 沢 修 司 委 員 | |
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- 執行部
- | | |
|--------------|---------|
| 市 長 | 笠 井 喜久雄 |
| 総 務 部 長 | 松 丸 健 一 |
| 企画財政部長 | 津々木 哲 也 |
| 教育部参事 | 宗 政 隆 雄 |
| 秘 書 課 長 | 齊 籐 祐 二 |
| 公共施設マネジメント課長 | 鈴 木 隆 宗 |
| 危機管理課長 | 山 本 敏 行 |
| 企画政策課長 | 池 内 一 成 |
| 財 政 課 長 | 板 橋 章 |
| 課 税 課 長 | 山 口 光 敏 |
| 収 税 課 長 | 宇 賀 慎 一 |
| 保 育 課 長 | 片 桐 啓 |
| 都市計画課長 | 小 島 健太郎 |
| 建築宅地課長 | 藤 川 敦 史 |
| 総務課人事係副主幹 | 奥 村 敏 直 |

	総務課行政係長	吉川大輔
7. 会議の経過	別紙のとおり	
8. 議会事務局	事務局長	永井康弘
	主査	今井好美
	主事	小原陽子

委 員 長 の 挨拶

○永井康弘議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず会議に先立ちまして、伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤 仁委員長 皆さん、おはようございます。総務企画常任委員会、このメンバーで開催するのも最後というふうな予定でおりますので、本日一日審議のほどよろしくお願いして、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。

次に、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日から3日間にわたり、各常任委員会に付託をされました当初予算を除く13議案をそれぞれの常任委員会において審議いただくことになりました。

本日の総務企画常任委員会では、議案第7号から議案第9号、及び議案第15号のうち総務企画常任委員会が所掌する科目の4議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが私の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○永井康弘議会事務局長 ありがとうございます。笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては伊藤委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○伊藤 仁委員長 それでは、ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、令和5年第1回総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

皆様に申し上げます。初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。発言は必ず挙手の上、委員長の指名に基づき行ってください。

次に、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可いたします。なお、換気のため扉、窓を開放しておりますので、御了承ください。

これより日程に入ります。

(1) 議案第7号 白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第1、議案第7号 白井市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

平田委員。

○平田新子委員 今まで企画財政部のほうにありました行政改革というのが、以前は一つの課として存在していた時期もあって、白井市役所の体質改善とか方向性を決める上では大事な部署が今度総務部に移ったということですが、それによる何か変化というか、例えばこれからDXを取り入れていかなきゃいけないとかいろいろ出てきていると思うんですけれども、どういう意味合いで総務部に移ったのかをお伺いいたします。

○伊藤 仁委員長 吉川総務課行政係長。

○吉川大輔総務課行政係長 お答えいたします。

本市の行政改革につきましては、行政経営指針に基づきまして、市民自治のまちづくり、自立した行財政運営、それから将来を見据えた公共施設等の最適な配置、この3本柱に沿って進めているところでございますが、このうち市民自治の部分と、もう一つ公共施設の配置につきましては、これまでの財政課所管では統括するところが難しい面があるということから、市の行政全体をより広く見渡す立場でございます総務課のほうで所管するほうが適切と考えて、このたびの移管に至ったものでございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑は。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今し方の平田委員の質問の続きみたいになりますけれども、ということは、改正する前の企画財政部にあるうちに何か具体的に問題があったんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 吉川総務課行政係長。

○吉川大輔総務課行政係長 特に具体的な問題が生じたということはありませんが、令和6年度から令和7年度にかけまして第6次総合計画、それからそのベースとなります新たな行政経営指針等の策定に入っていくことになります。そのときにどのような体制が一番適切かと考えてこのような動きにしたものでございます。

以上でございます。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方いらっしゃいますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は原案のとおり可決されました。

（2）議案第8号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第2、議案第8号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

平田委員。

○平田新子委員 このたびは白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会、それから、都市緑地法、景観法ということの事務の欄に追加ということで、今までないものが3つ出てきております。この目的というか、効果はどういうふうに考えているのかお伺いいたします。

○伊藤 仁委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 それでは、保育課のほうから白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会の設置目的についてお答えいたします。

こちらにつきましては、これまで待機児童対策を中心に公立保育所もその役割を担ってきたところですが、少子化それから市民ニーズなどの変化が近頃生じてきておりますので、将来に向けた保育所の役割を検討した上で、どういった体制で行っていくのかというのを検討するためにこの検討委員会を設置するものです。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 3つ答えた後がいいですか。

○伊藤 仁委員長 そうですね。ほかの。

小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 それでは、私からは、都市計画審議会に部会を設置する目的について御

説明いたします。

白井市は令和4年4月1日に景観法に基づく景観行政団体に移行しておりまして、市の景観は都市景観、自然景観、歴史文化景観などが調和、共存していることが一つの特徴であると考えております。これらの良好な景観を守り、育て、つくり、次世代に継承していくため、市の景観特性に即した景観計画を策定していくこととしております。

また、現在緑の基本計画につきましては平成9年度に策定しておりまして、その目標年次は平成22年度としておりますが、その後改定等を行っていないところになりまして、市の景観の特徴としましては、大きな要素が緑地ですとか里山など、緑の部分も多く占めますので、それらを一体として景観計画と緑の基本計画を策定していくこととしております。そのために都市計画審議会に部会を設けて審議していくこととしております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 平田委員。

○平田新子委員 ありがとうございます。先ほどの保育所のほうで伺います。最近、例えばお迎えのバスの中に置き去りになってしまったとか、それから保育園で虐待みたいな暴力行為が行われたとか、そういったことも含めて、この部署で市民ニーズに合った内容を検討していくという理解でよろしいでしょうか。いわゆる待機児童という数を合わせる問題だけではなく、そういった全ての問題に対応するかどうかということでお伺いいたします。

○伊藤 仁委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 今委員がおっしゃったとおり、今回の検討の目的が、市の保育全体の質の向上のため、社会情勢の変化ですとか変わってきている市民ニーズの変化を踏まえてどういった役割を担っていくのかということを検討しますので、そういった問題も含まれてこようかと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑は。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 第10条の都市計画審議会のところ、「特定の事項を調査審議するため、部会を置くことができる」ということにしてありますが、例えば、審議会の委員は任期が2年、コンサルは4年間頼むみたいですね。この部会については任期は特に記していませんが、その辺はどうお考えでしょうか。

○伊藤 仁委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

都市計画審議会の任期と同じで3年間と考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 失礼しました。2年じゃなくて3年間ですね。書き間違えていました。

それでは、第7項「審議会は、その定めに定めるところにより、部会の決議をもって審議会の議決とすることができる」。この審議会は、全協での説明では、審議会の委員と、あと外部から入れた委員と含めて4名ぐらいでしたか、かなり限られた人数であります。限られた人数の決議をもって審議会の全体決議とするのはちょっといかがなものかという気もしないでもないですが、そこら辺どうお考えでしょうか。

○伊藤 仁委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 まず最初に訂正をさせてください。先ほど3年とお答えさせていただいたのですが、2年の誤りでしたので訂正させていただきます。

あと、部会についてですが、景観法では景観計画を定めるときはあらかじめ都市計画審議会の意見を聞かなければならないとされておりますので、新たに景観審議会を設置するよりも既に都市計画の専門家等で市のまちづくりを熟知している都市計画審議会において審議することが効率的であると考えまして、部会を設置するものです。審議内容については随時都市計画審議会へ報告することとなっておりますので、その際に既存の都市計画審議会でもよく意見を出していただいて審議いただければというふうに考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 審議会全体の意見が従前に反映されていれば問題は起こらないのかもしれませんが、もし部会の決議が審議会全体とかほかの委員から問題あるんじゃないかと言われた場合、どういうふうになるんでしょうね。仮の話です。

○伊藤 仁委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

審議会から部会に委任する事務については専門的で軽易な部分になりますので、その結果については随時都市計画審議会に報告していくこととなりますので、審議会でも議論されていくようになります。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 最後に、今おっしゃられた「専門的かつ軽微なところ」と言いますが、その範囲というのはどんな感じになるんでしょうか。確認したいと思います。

○伊藤 仁委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

市の景観の特徴としましては、総合公園をはじめ、千葉ニュータウンの地域の閑静な住宅街などの都市的な景観特性ですとか、また、桜並木ですとか、今井、平塚地区のような田園風景など、また、神々廻市民の森のような自然景観ですとか、そのほか寺社仏閣などの歴史文化景観などが、そういっ

たものが特徴としてあるのかなと考えております。そういったところの専門的な部分で審議等をしていただくようなことで考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑は。

岩田委員。

○岩田典之委員 じゃあ1点だけ確認をしておきたいと思います。緑の基本計画と景観計画を令和5年度に着手をするということですが、これはいつまでに策定するんですか。令和5年度中に策定するのか、いつ頃を予定しているのか。

○伊藤 仁委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えいたします。

策定の期間ですが、令和5年度から令和8年度までの4年間かけて策定することとしております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 それは両方の計画ともということですね。

○伊藤 仁委員長 小島都市計画課長。

○小島健太郎都市計画課長 お答えします。

そのとおりになります。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 それでは、初めに公立保育所の役割及び体制検討委員会のほうでお聞きします。今回この検討委員会を設置する目的は分かりました。では、現在公立保育園の課題はどんなものがあるんですか。

○伊藤 仁委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 それでは、現在捉えている課題についてお答えいたします。

これまで待機児童対策ということで公立保育所も受入数を増やしてきておりまして、その児童数の多さや、あとは近年コロナ禍による保育士の負担が増えてきておりますので、そういった保育士の負担増、それと特別な支援が必要なお子様の受入れの公立保育園の偏り、あとは建物的なもので言うと、清水口保育園などは駐車場が少なく送迎の利便があまり高くないなどの課題がございます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 それらの課題を解決するためにも今回の検討委員会が必要だということだと思いますが、では、今回の検討委員会、定数が13人になっております。構成員の皆さん、これも書いてはあ

るんですが、その人数的なバランスを伺います。

○伊藤 仁委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 それでは、委員の構成についてお答えいたします。

学識経験者として3名、公共的団体等の代表、これは民間の教育施設、保育施設から1名、教育機関の職員が1名、市民が保護者を入れて5人、それと市職員で3名の合計13名としています。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 分かりました。

では、次に学童保育所運営業務委託業者選定審査会が廃止になりますが、この審査会の役割を伺います。

○伊藤 仁委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 それでは、学童保育所運営業務委託業者選定審査会の役割についてお答えいたします。

こちらにつきましては、以前保護者で運営していた経緯がございまして、保護者運営から民間委託業者へ移行する際に業者の選定審査ということで設置したもので、既にその役割を終えているためここで削除するものです。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 分かりました。

それでは、同様に桜台小・中学校給食のあり方検討委員会も廃止になりますが、この検討委員会はどのような役割を果たしたのか伺います。

○伊藤 仁委員長 宗政参事。

○宗政隆雄教育部参事 お答えいたします。

白井市立桜台小・中学校給食のあり方検討委員会ですが、広く市民の方々から学識経験者、そして公共団体等での代表者、教育機関の職員、市民の方々が委員となりまして、今後の桜台小・中学校の給食の在り方について検討、調査、審議していただいて、その結果を提言書として教育長に提出していただく目的で実施されました。

以上でございます。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

田中委員。

○田中和八委員 公立保育所のところなんですけれども、体制ということがあるんでお伺いします。公立保育園の、3園あると思うんですけれども、正職者、それとパート、何人中何人というのを3園とも教えていただけますか。

○伊藤 仁委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 それでは、公立保育所の職員数ということでお答えいたします。

すみません、今ちょっと手元に詳しい人数の資料というのがないのですが、構成の割合で申し上げますと、正規職員が全体の3割程度になっております。その他、任期付職員、会計年度任用職員、それと派遣委託による派遣の職員というような構成になっております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 田中委員。

○田中和八委員 それは3園合計で正職の方が3割ということでしょうか。

○伊藤 仁委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 はい、そのとおりです。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑は。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第8号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第8号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第9号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○伊藤 仁委員長 日程第3、議案第9号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、今回大規模修繕、それから大規模模様替えも特例認定の対象となるということですが、認定された場合のメリットを伺っておきたいと思います。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 認定のメリットについてお答えいたします。

今御質問いただいたところは大規模な修繕、模様替えということで、建築基準法の一団地認定に係わるものと理解いたしました。こちらのメリットとしましては、今まで建築行為である新築、増築、改築または移転に対してしか認定を取ることができませんでした。大規模な修繕、模様替えについても認定を取ることができるメリットとすれば、一団地で何棟もあるうちの一つの建物だけ少しいじって省エネの改修をしたいとか、そういったときにこの認定制度が活用できるものと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 認定された場合のメリット、固定資産税が何らかということはないんですって。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 お答えいたします。

建築基準法の認定に関してはございませんが、建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律、いわゆる建築物省エネ法であるとか、都市の低炭素化の促進に関する法律、エコまち法の認定に関しては今委員おっしゃったようなメリットはございます。建築基準法のほうは現在大規模な修繕、模様替えでは一団地認定を取ることができないということになっているので、今回の改正によって大規模な修繕、模様替えであっても建築行為に入れるというところで、建て替え等を行うことなく省エネに向けた改修を行えると、そういう法律的なメリットしかないものと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 じゃあ確認をしますけれども、そうすると大規模修繕、それから大規模模様替え、これを令和5年4月1日以降に工事をしても固定資産税は何ら変わりはないということによろしいですね。

○伊藤 仁委員長 藤川建築宅地課長。

○藤川敦史建築宅地課長 お答えします。

固定資産税に関するメリットについては特段ないものと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第15号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○伊藤 仁委員長 日程第4、議案第15号 令和4年度白井市一般会計補正予算(第12号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題とします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑については、歳出からページ中に一問一答形式でお願いいたします。

最初に歳出について質疑を行います。ページを目で分けて進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、17ページ、歳出の2款総務費、1項総務管理費、一般管理費で質疑をお願いいたします。ここは大丈夫ですか。17ページの1目だけで進めていきたいと思います。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして、2目広報広聴費、ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 3目財政管理費。

影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 財政管理費の3) 森林環境譲与税基金管理に要する経費、基金への積立てに651万1,000円ということですが、歳入の譲与税の703万円余り、差し引くと50万円ぐらいあります。この50万円というものはどこかで使っているのでしょうか。その内容についてお尋ねします。

○伊藤 仁委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 森林環境譲与税につきましては、入ってきたものを森林の整備に関する施策ですとか、森林の整備を担う人の人材育成とかというものに充てていまして、当市では5款1項2目の林業総務費のシステム使用料、これが8万2,500円、あと7款4項2目の公園緑地のところで、公園のベンチを改修するところに44万円を充てているところで、合わせると、1,000円単位でずれが生じるかもしれませんけれども、今回の歳入になるかと思います。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 今のお答えの中の公園のベンチの改修、これは神々廻市民の森の整備を前々から行っていたと思いますが、その関係でしょうか。それとも、何か突発的な修繕だったのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 御指摘どおり市民の森に充てております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 あとは大半が積み立てということでしたけれども、この後、運用というか、方針についてはどうなっているのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 現在のところ特に何か予定しているわけではありませんけれども、今後譲与税が活用できる大きな事業があればそこに充当していきたいと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 3目までで質問はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、次は5目財産管理費、ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 続きまして、6目企画費、大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、次に移りたいと思います。2款4項3目衆議院議員選挙費についてお願いいたします。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして、21ページ。

何か抜けていますか。

○田中和八委員 9が抜けています。

○伊藤 仁委員長 ちょっと待ってください。何ページですか。

○田中和八委員 18ページの真ん中ぐらい。

○伊藤 仁委員長 9は市民活動の部類ですよ。うちの所掌じゃありませんので、申し訳ございません。

○田中和八委員 はい、結構です。

○伊藤 仁委員長 先ほど言った21ページ、3款1項6目国民健康保険費について質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 続きまして、7目介護保険費、繰出金の部分、質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして22ページ、3款1項8目後期高齢者医療費、繰出金について質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして26ページ、大丈夫ですか。4款3項1目水源対策費、負担金について質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ないようですので、続きまして29ページに移ります。8款1項、ここは消防費ですので1目、2目、4目をまとめて質疑を受けたいと思います。質疑はございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、また後で。歳出はここまでです。歳出が29ページまでで終了しましたので、次は歳入に入りたいと思います。

歳入、12ページをお願いいたします。1款1項1目、2目、市民税の個人、法人について質疑ございますでしょうか。

岩田委員。

○岩田典之委員 市税1目、2目もそうですけれども、その後も含めて、滞納繰越分が増額になっています。これは過年度分の徴収率が向上した結果ということですから、見込み何%が何%に向上したのか伺いたいと思います。

○伊藤 仁委員長 宇賀収税課長。

○宇賀慎一収税課長 それでは、お答えさせていただきます。

滞納繰越分の徴収率ということで、12月末現在の数値となりますけれども、滞納繰越分が令和3年が12.6%でした。それに対しまして令和4年12月末現在では22.7%ということで、10.1%増加となっております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 それは滞納繰越分全体ということでよろしいでしょうか。市税全体ということでよろしいでしょうか。

○伊藤 仁委員長 宇賀収税課長。

○宇賀慎一収税課長 お答えします。

委員のおっしゃるとおり、市税全体でのパーセンテージで今お答えさせていただきました。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑は。

石井委員。

○石井恵子委員 今回の岩田委員の質問の続きになります。では、徴収率が向上した理由といたしますか、どうやって徴収率を向上させたのでしょうか。

○伊藤 仁委員長 宇賀収税課長。

○宇賀慎一収税課長 お答えさせていただきます。令和4年度の税収を向上させるための取組についてお答えさせていただきます。

令和4年度につきましては、換価というか、税金に充当することができる現金化がしやすい財産ということで、預貯金や給与等の調査を強化しております。令和4年度から預貯金の照会システムというのを入れさせていただきまして、これによってかなり効率が上がったものと考えております。

また、滞納分に関しましては、長期の分割という形ではなく、原則はまず一括納付をしていただくような交渉をさせていただく形と、また、生活状況等を勘案した中で分割する場合も、現年度内で納まるような乾期での分割納付という形を推奨させていただきました。

それと、納付機会の拡充という形で、スマホ導入を令和3年から行っているんですけども、令和4年に一つP a y Bというものを導入しております。あと分割納付の中であつても財産調査により換価が可能な財産があれば随時差押え、換価を行い、早期の完納を図っていった結果として徴収率が上がったものと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 石井委員。

○石井恵子委員 ありがとうございます。質問ではなくて、これだけ努力していただいた、本当にありがとうございますということで、質問ではありません。感動しています。すみません。

○伊藤 仁委員長 それでは、影山副委員長。

○影山廣輔副委員長 さらに続きになります。納税者の相談と、あと預貯金照会システムによる効果とありますが、具体的に、まず相談については、例えば従前より増えたとか、そういったことがあったのでしょうか。そこら辺のところをもう少し解説いただければと思います。

○伊藤 仁委員長 宇賀収税課長。

○宇賀慎一収税課長 相談という形では、当然定められた納期限を守っていただくのがまず大前提にありますけれども、過ぎていたもので、納期限に納付いただいた納税者の公平を図ることを目的として、早期に完納していただく形での相談をしております。

件数につきましては、ちょっと今手元に数字がないので分かりませんが、相談については多少増えているものとは考えております。

あと、預貯金のシステムの関係なんですけれども、こちらにつきましては、従前令和3年までは郵送で行っておりました。こちらについても12月現在の数字になりますけれども、令和3年につきましては2,787件の調査と、それに基づいて47件で898万円の換価をしておりました。令和4年につきましては、システム導入等に伴いまして照会件数は9,256件になりまして、そちらのうち141件で4,870万

円の換価ということで実績となっております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

田中委員。

○田中和八委員 御説明とかで課税客数が増えたとかいうお話がありました。それで、この中で所得割として9,362万4,000円、これだけ増えていますよね。この金額自体の御説明はあったんですけども、今現在住民も減って行って少子高齢化になっているというような状況の中で、所得税がこのぐらいのまま維持できるというのはどの程度まで考えてられますか。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 現年分の個人市民税についてお答えします。

今、委員のおっしゃるとおり、今後人口減少というところは出てくるかと思えますけれども、今般の情勢では、現在コロナ禍から、社会情勢の沈静化から経済情勢の正常化に向けた流れとして、納税義務者や個人1人当たりの課税額は上がっておりますけれども、ただ将来的に見通すことは非常に難しく、やはり経済情勢による部分と、あと生産人口がどれぐらい伸びてくるか減ってくるかによって左右されてくるかと考えます。

以上です。

○伊藤 仁委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、次に進ませていただきます。1款2項1目固定資産税について、質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 固定資産税についても増額の補正になっております。御説明のときには新築のお家が当初想定していたよりも多かったというお話ですが、どれぐらいの新築の家屋が増えたんでしょうか。

○伊藤 仁委員長 山口課税課長。

○山口光敏課税課長 新築家屋の数についてお答えします。

当初の見込みでは120戸を見込んでおりましたが、最終的には約160戸の増築があり、そのほか増改築や、あとは高額な住宅の課税などから増額補正となるものです。

以上です。

○石井恵子委員 分かりました。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、次に進ませていただきます。1款3項1目、2目、軽自動車税のところ、環境性能割と種別割を、何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ないようですので、次に進ませていただきます。たばこ税について質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ないようですので、次に進ませていただきます。1款5項1目都市計画税について質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして、地方譲与税、2款3項1目森林環境譲与税について質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして、11款1項1目地方交付税について質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして、県支出金、16款3項1目総務費委託金。

○石井恵子委員 ページ数は。

○伊藤 仁委員長 失礼しました。14ページの参議院選挙についてのところです。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、その下の18款1項1目まちづくり寄附金について質疑はございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、ページが変わりまして15ページ、19款繰入金、1項2目まちづくり寄附金基金繰入金、こちらについて質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、その次に、19款2項3目後期高齢者医療特別会計繰入金について質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、その下に移りまして、20款1項1目繰越金について質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、その下の21款諸収入、1項1目延滞金について質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、その次といたしまして、21款諸収入、2目雑入の公益的施設整備費負

担金について質疑はございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、続きまして、22款市債、1項1目、3目、5目、市債の3つの目について質疑をお願いいたします。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、これで歳入、歳出が終了いたしました。

それでは、今度7ページ、第2表、繰越明許費補正ということで、2款総務費、1項総務管理費、電算維持管理に要する経費、これについて質疑ございますでしょうか。

平田委員。

○平田新子委員 この部分、御説明では半導体が不足していて年度中できないから延ばしたということで、その先いつ頃かというような予測は立っているのでしょうか。そこだけ伺います。

○伊藤 仁委員長 吉川総務課行政係長。

○吉川大輔総務課行政係長 お答えいたします。

今のところ令和5年9月をめどにこちらの更新のほうを行いたいと考えております。

以上です。

○伊藤 仁委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ないようですので、続きまして、9ページ、第4表、地方債補正について、公共施設保全事業から中学校施設改修事業まで、この3つについての質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 ないようですので、これで総務企画常任委員会が所掌する部分については一応全部終わったんですけれども、トータルして何か聞き漏れ等ございましたら今お願いいたします。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○伊藤 仁委員長 起立全員です。

したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は原案のとおり可決されました。

(5) 閉会中の継続調査について

○伊藤 仁委員長 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題とします。

当常任委員会に係る所管事項については、閉会中の継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○伊藤 仁委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって、総務企画常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前10時56分